

○大泉町協働のまちづくり推進懇談会設置要綱

平成23年8月26日

告示第48号

(設置)

第1条 大泉町協働のまちづくり推進指針に基づく住民と行政との協働によるまちづくりを推進するに当たり、広く住民の声を反映させるため、大泉町協働のまちづくり推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 懇談会は、本町の協働のまちづくりに関する施策について、必要な事項の検討を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる委員12人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会貢献活動を行う団体の代表者
- (3) 町内に事業所を有する企業の代表者
- (4) 公募により選考された者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員が互選により定める。

2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、企画部長が招集し、座長が議長となる。

2 企画部長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画部多文化協働課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に任命される懇談会の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成25年5月31日までとする。

附 則 (平成30年3月28日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。